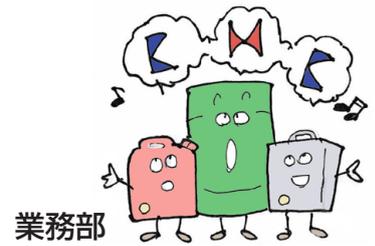


KHKからの  
お知らせ

# 危険物施設における危険区域の設定に係る 評価業務



## ◆危険物施設における危険区域の設定

危険物施設において可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所（以下「危険区域」という。）で用いる電気器具等は、関係法令により防爆構造にすることとされています。

近年、危険物施設に対して、IoT機器等を活用した予防保全のスマート保安化が求められていますが、事業者の多くが危険物施設であるプラントの区画全体を危険区域としていること及びIoT機器等の多くが非防爆構造であることから、危険物施設のスマート保安化は難しい状況にあります。

危険区域の設定をより精緻にすることで、危険物施設のスマート保安化を実現することができます。

## ◆当協会での評価業務

当協会では、総務省消防庁等が策定した「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、「危険物施設における危険区域の設定に係る評価に関する業務」を実施しています（詳細は当協会 HP を参照：[http://www.khk-syoubou.or.jp/guide/evaluate\\_performance.html#ep11](http://www.khk-syoubou.or.jp/guide/evaluate_performance.html#ep11)）。

この評価業務は事業者の皆さまがガイドラインを活用して精緻な危険区域の設定等をした結果を評価委員会に諮りその妥当性について公正・中立な立場から評価します。

ガイドラインを活用した精緻な危険区域の設定をお考えの事業所の方、これらの業務に従事する消防本部の方は是非、本評価業務の活用をご検討ください。

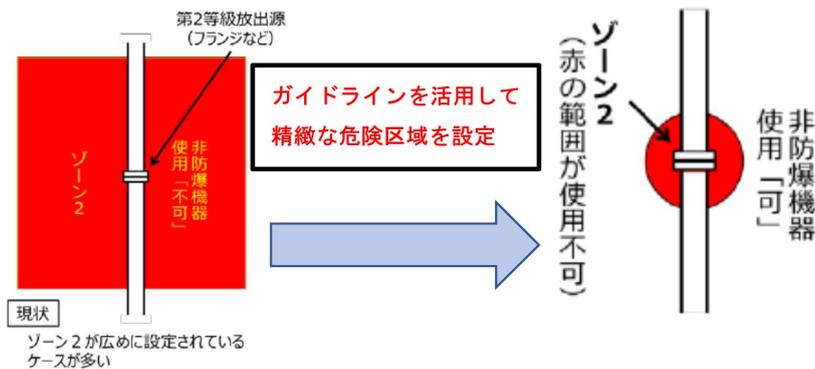
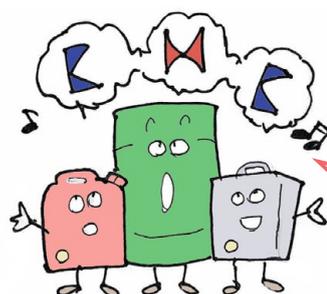


図 当該評価により設定した危険区域のイメージ



**【お問い合わせ先】**

危険物保安技術協会 業務部

T E L : 03-3436-2353

E-mail : [gyoumu@khk-syoubou.or.jp](mailto:gyoumu@khk-syoubou.or.jp)